

泉佐野市行政評価外部評価委員会基本方針 (案)

平成 22 年 8 月

泉佐野市

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1 泉佐野市行政評価システム | 2 |
| (1) 行政評価の経緯 | 2 |
| (2) 泉佐野市行政評価の構成 | 3 |
| ①総合計画（政策・施策体系）と行政評価システム | 3 |
| 2 泉佐野市外部評価の基本方針 | 5 |
| (1) これからの行政評価にもとめられるもの | 5 |
| ①泉佐野市のまちづくりにもとめられるもの | 5 |
| (2) 外部評価の基本方針 | 6 |
| ①基本方針 | 6 |
| ②外部評価の基本設計 | 7 |
| 3 泉佐野市行政評価スケジュール | 10 |
| 別紙 | 11 |

1 泉佐野市行政評価システム

(1) 行政評価の経緯

平成 15 年度の泉佐野市施政方針の中で「より効率的で効果的な行財政運営を行うため、事務事業や施策についてその目的やコスト、効果等を明確にするなど、行政評価システムの試行に取り組んでまいります。」との方向を打ち出し、平成 16 年度より行政評価システムを構築し、まずは、事務事業評価からスタートして参りました。

事務事業評価の方法として、担当課による 1 次評価、政策推進課・行財政管理課による 2 次評価、理事者による 3 次評価を行い、運営事業及び施設管理事業合わせて 300 以上の事務事業評価を行ってきました。

平成 20 年度に平成 21 年度から始まる第 4 次泉佐野市総合計画を定め、「賑わいと歴史ある迎都 泉佐野 一ひとを育み、ひとにやさしく」を将来像に、これを達成するための政策施策体系を構築しました。

平成 21 年度から第 4 次総合計画が始まるに合わせて、施策評価の試行を行い、平成 22 年度は、施策評価の本格実施に合わせて、外部評価の導入を進めていきたいと考えております。

(行政評価実施状況)

- ①平成 16 年度評価：平成 15 年度事務事業（運営 336 管理 61 計 397）
- ②平成 17 年度評価：平成 16 年度事務事業（運営 276 管理 61 計 337）
- ③平成 18 年度評価：平成 17 年度事務事業（運営 259 管理 62 計 314）
- ④平成 19 年度評価：平成 18 年度事務事業（運営 253 管理 61 計 314）
- ⑤平成 20 年度評価：平成 19 年度事務事業（運営 247 管理 61 計 308）
- ⑥平成 21 年度評価：平成 20 年度事務事業（自立・協働 17 教育・文化 84 安心・健康 101 安全・環境 43 活力・賑わい 18 快適・憩い 18 その他 39 計 327）

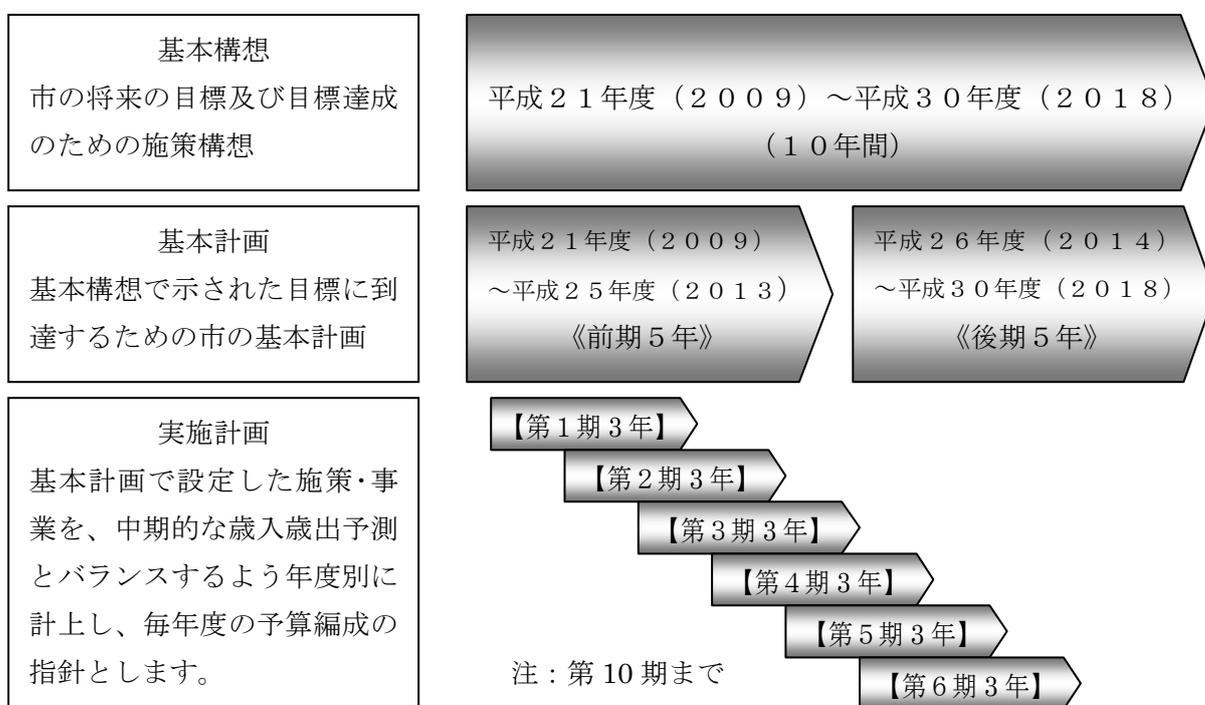
平成 20 年度施策事業（63 施策）→ 4 段階評価（ABCD）

(2) 泉佐野市行政評価の構成

①総合計画（政策・施策体系）と行政評価システム

第4次泉佐野市総合計画は、平成21年度から平成30年までのいわば10年間のまちづくりの計画であり、基本構想の中で本市の将来像を実現する政策を定め、基本計画で各施策の将来目標であるめざそう値と達成するための手段とを明らかにし、実施計画において具体的に実施する事業を位置づける構成となっています。

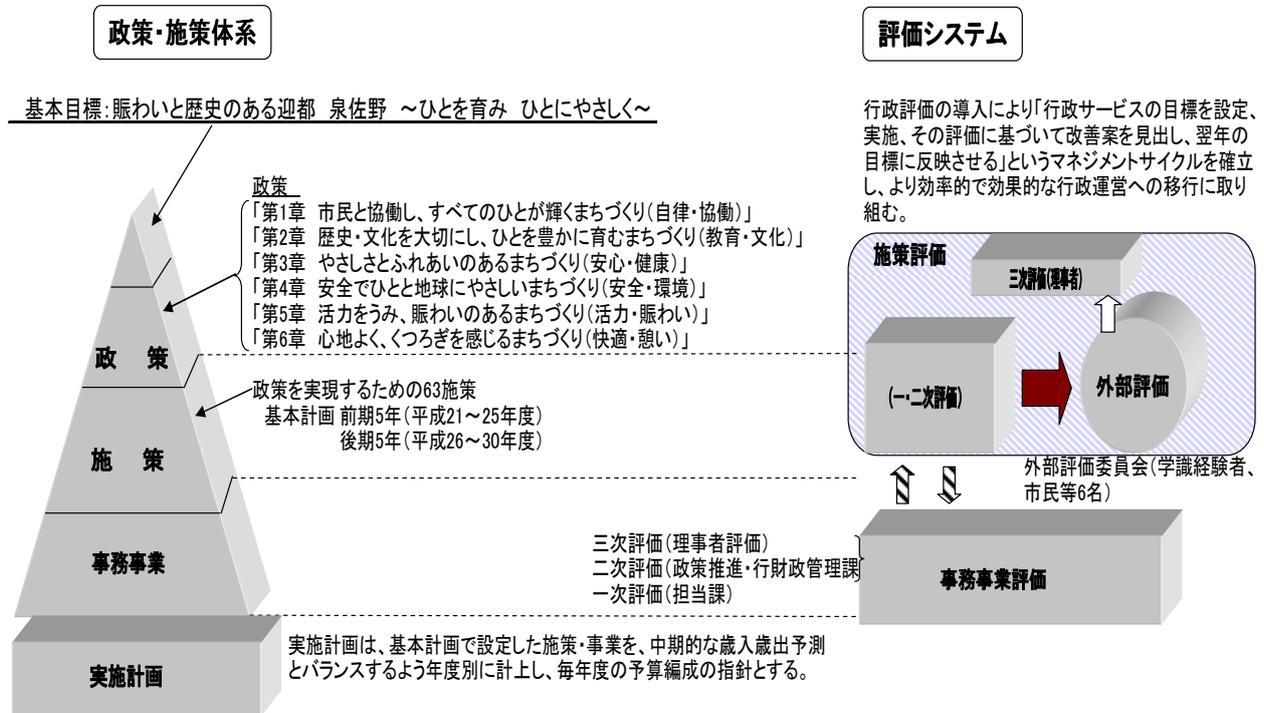
実施計画は3か年の計画で、財政状況を視野に入れながら毎年度見直しを図るローリング方式をとり、単年度ごとに編成される予算と連動させることで計画の実現性をより高めています。



一方、行政評価は、「行政サービスの目標を設定、実施、評価、その評価に基づいて改善案を見出し、翌年の目標に反映させる」というマネジメントサイクルを確立し、「市民にとってどうなれば良い状態になるか」という視点で、その達成状況から事務事業効果を測定し、より効率的で効果的な行政運営を実現するためのツールであります。

第4次総合計画では、63施策に各々成果指標が設定され、事務事業より上の施策体系から事業の進捗管理を評価できる体系が整備されました。

施策体系から行政評価を実施するあたり、内部評価に加え外部評価を
 組み込み、評価の信頼性・客観性を高めると共に、市民に分かり易い、市
 民と協働できる行政を促進する必要があります。



2 泉佐野市外部評価の基本方針

(1) これからの行政評価にもとめられるもの

①泉佐野市のまちづくりにもとめられるもの

本市は、大阪湾から山間部まで豊かな自然に恵まれ、独自の歴史や文化を育んできました。平成6年9月、わが国初の本格的24時間空港である関西国際空港が開港し、人・モノ・情報が急激に活発化しました。

一方バブル崩壊後経済情勢の長期悪化のもと、「右肩上がり」から「右肩下がり」、「中央集権」から「地方分権・自立化」、「平均化」から「個性化・多様化」、「行政主体の統治」から「多様な主体による協働」など社会潮流は、大きく変容しました。

平成20年度決算で本市は、財政健全化法による早期健全化基準を超えることとなり、19年間という長期の財政健全化計画を立て、より一層収支の改善に取り組んでいかなければなりません。

更に、少子高齢化社会や人口減少社会での財政事情を考えれば、行政の受け持ち範囲の見直しや事業の継続か廃止かという抜本的な見直しは避けられず、効果の大きい事業の重点化・選択に迫られています。

これまでのまちづくり

- ①右肩上がりの経済の中「あれもこれも」の画一的なまちづくり
- ②行政主導のまちづくり
- ③はこもの重視のまちづくり

これからのまちづくり

- ①右肩下がり経済、少子高齢化や人口減少社会の中「あれかこれか」の事業選択による戦略的なまちづくり
- ②住民との協働、パートナーシップ構築によるまちづくり
- ③ソフトウェア重視の活力あるまちづくり

泉佐野市のまちづくりの政策

- (1) 市民と協働し、すべてのひとが輝くまちづくり (自律・協働)
- (2) 歴史・文化を大切に、ひとを豊かに育むまちづくり (教育・文化)
- (3) やさしさとふれあいのあるまちづくり (安心・健康)
- (4) 安全で、ひとと地球にやさしいまちづくり (安全・環境)
- (5) 活力をうみ、賑わいのあるまちづくり (活力・賑わい)
- (6) 心地よく、くつろぎを感じるまちづくり (快適・憩い)

(2) 外部評価の基本方針

①基本方針

本市の行政評価は平成 16 年度より事務事業評価よりスタートし、内部評価システムを構築し、6 年間の実績を重ねて参りました。そして第 4 次総合計画の中で施策体系が整備され、総合計画の進捗管理を推し進めて行かなければなりません。

平成 22 年度は事務事業評価から施策評価の実施を進めるに当り、外部評価委員会を設置し、内部の視点と外部の視点から行政評価を進めて参ります。

また、以下の外部評価委員会の基本方針に基づき、泉佐野市の行政評価システムとまちづくりの推進に努めるものであります。

基本方針 1 「あれかこれか」の選択と重点化による戦略的な評価

基本方針 2 市民の視点からの評価

基本方針 3 行政評価システムの監視と適正な運営に関する助言

基本方針 1

国と地方の同時財政悪化の中で国の財政支援が非常に困難な状況にあります。更に、少子高齢化と人口減少社会の進展に伴い財政構造が硬直化する中で、ひと・モノ・金などの資源配分を効率かつ有効に事務事業に配分し、効果的な事業戦略を立てることの出来る単位が施策であり、その施策体系から外部評価を実施することにより、戦略的なマネジメントサイクルの確立を進めたいと考えます。

基本方針 2

内部の評価に外部の評価を導入することにより、評価の客観性と信頼性を担保する役割があることがひとつと、政策の第 1 章の中に「市民との協働」が掲げられているように、ふたつに住民への説明責任を明確にし、住民との協働を促進する役割を考えます。

基本方針 3

行政評価システム全体を監視し、適正な運営に関して意見を提言します。マネジメントサイクルは本来現場も含めて、全庁的な取組みにならなければ、その本来の効果を出すことは出来ませんが、多くの自治体で行政評価は、「評価のための評価」となっている現状があります。PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）を確立する視点から行政評価システムを監視します。

②外部評価の基本設計

A 外部評価の目的

市が実施する行政評価において市民等の外部の視点を導入することにより評価の客観性及び信頼性の確保、並びに効率的で質の高い行政を推進することを目的とします。

B 外部評価の対象

外部評価の対象は、事務事業レベルでは内容が細かすぎるため施策レベルとし、施策評価表を中心に、施策を構成する事務事業評価表を併せて検証することとします。

また、行政評価システムの改善等の意見や監視の役割を担うために、行政評価システム全体を対象とします。

C 外部評価委員会の役割

外部評価委員会は、市が委嘱した委員により、毎年委員会を開催します。

評価にあたっては、施策の評価者である担当課長等の出席を求め、施策評価表を基に説明・質疑応答を受けた上で、各委員が、市民の視点で自由に意見を出し合い評価します。最終的に、委員会全体としての意見をまとめ、報告書を作成します。報告書については最終評価の参考とします。

D 外部評価の視点

外部評価では、主に、以下の3つの視点に基づいて評価を行います。

- 各施策が計画通り進捗しているか。
- 各施策において、適切な成果指標が設定されているか。
- 行政評価システムが適正に運用されているか。

E 評価方法

Dの外部評価の視点から、1・2次評価の結果について下記の方法で施策の進捗状況を検証し、また、行政評価システムの監視の立場から行政評価外部評価報告書に意見を提言します。

①1・2次評価における判定(進捗状況)について妥当性を検証します。下記のとおり4段階の区分で評価します。

| 評価段階 |
|------------------------------|
| 計画以上に進捗しており、このまま継続して施策を推進する。 |
| ほぼ計画通り進捗しており、継続して施策を推進する。 |
| 目標を下回る要因の分析と施策の見直しを要する。 |
| 目標を大きく下回る要因の分析と施策の見直しを要する。 |

②施策の成果指標、目標値の設定の的確さを検証します。

③対象とした事業については、原課とのヒアリングを行い、経済性・効率性等の観点から施策とそれを構成する事務事業の関連について、必要なのか、有効なのかなど意見を進捗管理の視点から一步踏込んで、検証します。内部評価への指摘事項及び提言として行政評価外部評価報告書にとりまとめます。外部評価シートについては別紙参照。

F 行政評価システムフロー

外部評価を導入する中で行政評価システムフローを考える場合、第一点に外部評価を現在の行政評価(内部評価)の何処に位置づけるのか。第二点に外部評価を事務事業レベルで実施するのか、あるいは上位階層の施策レベルで実施するのかがポイントになります。第三点に外部評価を導入することにより行政評価をどのように活用していくのか。以上三点を行政評価システムフローのポイントと考えています。

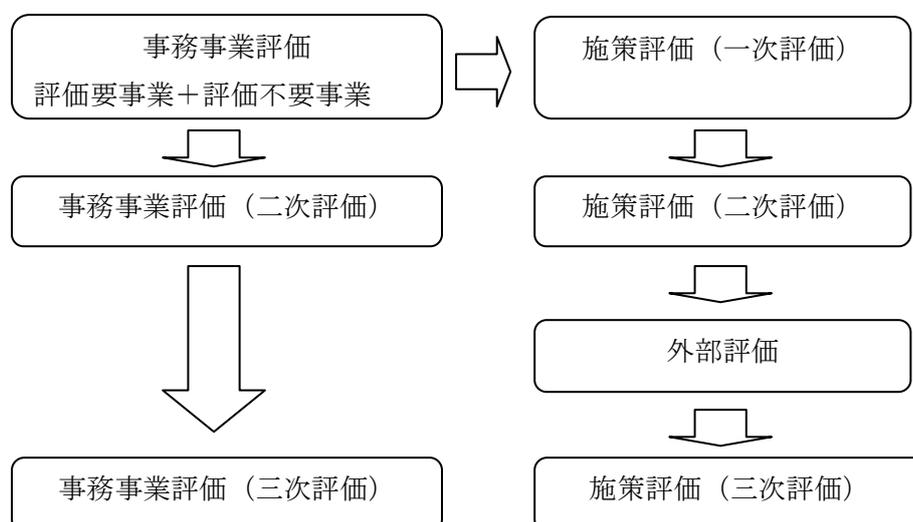
まず第一点目の外部評価を現在の行政評価の何処に位置づけるのかというところですが、大きく二つのケースが考えられます。一つは、内部評価のあとに外部評価を置く考え方であり、もうふたつに内部評価の間に外部評価を置く考え方があります。二つ目の場合、本市では一次評価(原課)・二次評価(行財政管理課政策推進課)と三次評価(理事者評価)との間に外部評価を置くことと考えられます。

また、第二点目について、まず、大阪府下の実施状況ですが、外部評価を実施している団体は、5団体(大阪市・高槻市・柏原市・交野市・泉

大津市) であり、そのうち施策レベルで外部評価を実施している団体は
柏原市1団体となっています。

本市については、平成22年度は第4次総合計画の初年度である平成21年
度事務事業評価及び施策評価の実施を進めていきたいと考えております。
施策評価では、政策的な大局的な観点からの評価を実施することが可能
となり、一定事務事業は、行財政管理課の予算査定の中で事務事業が整
理されている経緯を踏まえ、外部評価を施策評価レベルで実施する方向
で進めたいと考えております。

第三点目に、行政評価を如何に活用するのかというところでは、具体
的には、予算説明会へ行政評価の資料を提出することを目標と考えてお
ります。これに関しては行財政管理課をはじめ各原課との調整が必要と
考えられます。



G 評価結果の反映

市では、行政評価システムを、施策や事務事業をその目的から振り返り
(評価)、その結果を次の実施や企画に反映させることにより、より効率的
で質の高い行政サービスの提供を実現するための手段であると考えていま
す。

- ①行政評価システムの中核は、総合計画の施策体系に基づく施策や事務
事業の事後評価により、「計画→実施→評価→改善」のサイクルを確立
します。
- ②評価は、次年度の予算編成や総合計画の進捗管理に反映します。
- ③職員が事務事業の目的を体系的に認識し、業務改善を図ることができ
るような意識改革を進めます。
- ④評価内容や結果は積極的に公表し、説明責任を果たします。

| | | | |
|------------------------------|------------------------------|---|--|
| 政策名 | | 節 | |
| 施策名 | | | |
| 担当課 | | | |
| ①進捗状況の検証（該当する箇所に○を記入してください。） | | | |
| | 計画以上に進捗しており、このまま継続して施策を推進する。 | | |
| | ほぼ計画通り進捗しており、継続して施策を推進する。 | | |
| | 目標を下回る要因の分析と施策の見直しを要する。 | | |
| | 目標を大きく下回る要因の分析と施策の見直しを要する。 | | |
| ②施策の成果指標、目標値の設定の検証 | | | |
| | | | |
| ③外部評価からの提言等 | | | |
| 内部評価への指摘事項 | | | |
| 提言 | | | |